



宗像市の 「コミュニティ」とは?

⇒原則として宗像市立小学校 又は義務教育学校の通学区域 において市民等であるもの(以 下「地域住民」という。)が共 同体意識を持って、主体的に 形成された地域社会をいう。 12地区のコミュニティが存在。

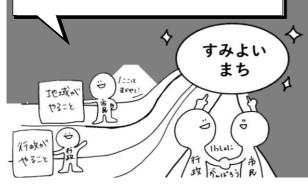
小学校区

⇒子どもを介した地域のつながり



宗像市の 「協働」とは?

地域がやることは地域で 行政がやることは行政で 一緒にやることは協働して



市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みをいう。(宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例より)

コミュニティ施策をはじめた経緯とは?

宗像市には 昔から協働の素地があった 市民の皆さんの力を借りないと、 行政サービスが成り立たない!!

少子高齢化 核家族の進行 財源の減少

行政サービスに対するニーズの多様化 (子育てや高齢者支援、防犯や防災など)

⇒自治会単位ではなく、

より広い区域での活動が必要に!

コミュニティの歴史

昭和50(1975)年 第1次コミュニティ会議を設置し、

コミュニティづくりの方向を研究

平成10(1998)年 | コミュニティ担当部署を新設(企画課コミュニティ係)

平成12(2000)年 モデル3地区(自由ヶ丘、南郷、日の里)に

コミュニティ運営協議会を設立

平成15(2003)年 | 旧宗像市と旧玄海町が合併し、新宗像市が誕生

合併後もコミュニティ推進事業を継承

平成17(2005)年 旧大島村を編入合併(3月28日)

平成18(2006)年 | 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する

条例を施行

まちづくり交付金の本格的な導入(各種補助金の統合)

指定管理者制度開始

平成 2 0 (2008)年 まちづくり交付金の見直し 平成 2 4 (2012)年 まちづくり交付金の拡充

行政のかかわりや 役割とは?

市職員による支援活動の支援

まちづくり計画の実行支援

- ロ 市職員の常駐 1日/週
- 日 各種会議の出席 (各種部会、役員会など)
- □ 会長会議(6回/年)や 事務局長会議(11回/年) の開催
- □ 各種研修会の開催 (広報、監査、新任事務局 長など)

権限・財源の移譲 まちづくり交付金

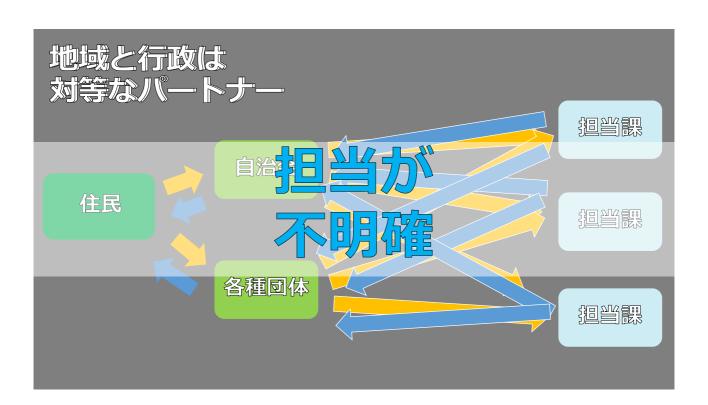
- ロ 行政区長制度の廃止
- ロ 補助金の統合 (まちづくり交付金)
- ロ 協働委託の推進



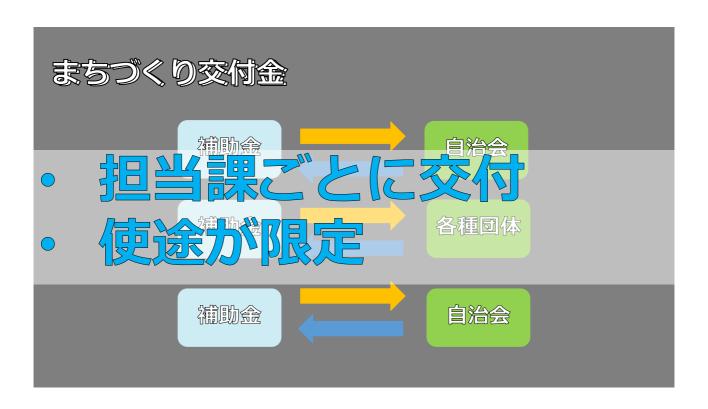
コミュニティ・ センターの整備

活動拠点の整備/機能の充実

- 市内12のコミュニティすべてにコミュニティ・センターを設置
- ロ 管理運営業務を各地区のコミュニティ運営協議会へ委託(平成18年度より指定管理者制度)









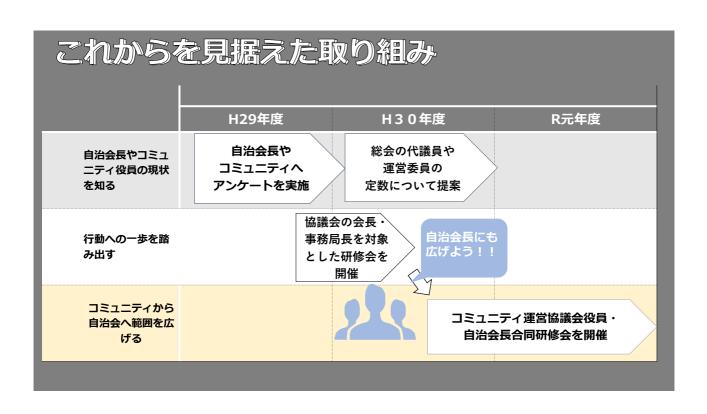
コミュニティ施策をはじめて、 20年が経過しました

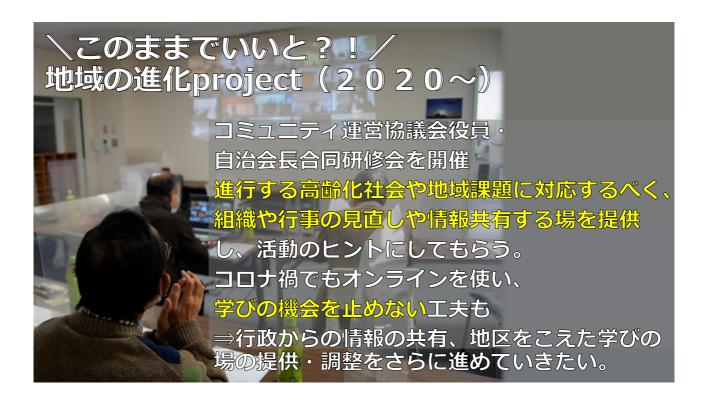
高齢化がさらに加速、 世帯構成が変化(世帯人数の減少)

自治会やコミュニティの担い手不足が深刻化

まつりなど親睦を中心とした組織から

命とくらしを守る組織への変化が必要





オンライン化が加速した結果、業務にも変化が。



定例の会議の開催方法に幅ができた。

→対面開催とオンライン開催

状況に応じた開催方法を選択できるように。



コミュニティ運営協議会会長会議や事務局 長会議の様子をzoomで中継

→担当者以外の課員が情報共有をリアルタ イムで行うことができるように。 例年対面で開催していた

新任自治会長を対象としたオリエンテーションを

動画で配信。

(市公式youtubeチャンネルで公開中!)

- →「集まれないから開催できない」を克服!
- →参加者も日時を問わず視聴できるように。

複数人で遠方の研修会の参加が可能に

→旅費がないからあきらめていた研修会や会議に参 加できるようになった。

当たり前が通用しなくなった からこそ、

チャレンジへのハードルが下 がってきた!

